

IV 参考資料

水質評価基準及び検出の有無の判断基準

(1) 水質評価基準

カドミウム、全シアン、有機りん、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン及び四塩化炭素は環境庁水質保全局長通知（平成5年3月8日環水管第22号）「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」による評価基準で、生涯にわたる飲用に際しても人の健康に影響を及ぼすことのない値である。

(2) 検出の有無の判断基準

水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境庁長官が定める検定方法（平成5年環境庁告示第16号）により測定したときの定量下限値である。

調 査 項 目	水 質 評 価 基 準	検 出 の 有 無 の 判 断 基 準
カドミウム	0.01 mg/1以下	0.001 mg/1
全シアン	検出されないこと	0.1 mg/1
有機りん	検出されないこと	0.1 mg/1
鉛	0.01 mg/1以下	0.005 mg/1
六価クロム	0.05 mg/1以下	0.04 mg/1
ヒ素	0.01 mg/1以下	0.005 mg/1
総水銀	0.0005 mg/1以下	0.0005 mg/1
トリクロロエチレン	0.03 mg/1以下	0.002 mg/1
テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	0.0005 mg/1
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/1以下	0.0005 mg/1
四塩化炭素	0.002 mg/1以下	0.0005 mg/1